

(様式第1)

疑義照会票

照会日 平成22年3月3日
照会部署名 品川年金事務所 厚年適用調査課
照会担当者 上藤 健二
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 本多

(案件)

(受付番号) No. 2010-320	報酬について
------------------------	--------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

次の場合、報酬に該当するかどうかについてご教示賜りたく、お願い申し上げます。

- 1、勤続〇〇年の報奨金を出すケース。
- 2、会社の実績良好につき、全社員に対して数万円程度の品(i-pod)を配布支給するケース。

(回答)

ご照会については、
「1」については、回数及び就業規則等の規定など詳細が不明であるため、別添の社会保険審査会の裁決を参考とし判断されたい。
「2」についても詳細が不明であるが、臨時や恩恵的に支給されるものであれば、報酬及び賞与には含めないと考える。

回答日 平成22年5月7日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康幸
連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上

平成17年(厚)第100号

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

[REDACTED]

審査請求代理人

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

同上

[REDACTED]

同上

[REDACTED]

同上

[REDACTED]

原処分をした保険者

政 府

原処分をした保険者の機関

甲 社 会 保 險 事 務 所 長

主 文

甲社会保険事務所徴収職員が、平成17年7月20日付で、審査請求人（以下「請求人」という。）に係る同年6月分の厚生年金保険料の納入告知処分をしたものの中、平成15年9月25日賞与支払分（195人分）に係る436万7328円、平成16年9月24日賞与支払分（218人分）に係る560万5824円の部分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

請求人の審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

第2 審査請求の経過

1 甲社会保険事務所長は、平成16年5月26日、請求人の事業所調査を実施し、その結果、永年勤続者に対する表彰金（以下「本件表彰金」という。）に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が未届となっているとして、請求人に対し、提出を指示し、平成17年6月8日、再度、請求人に対し、「永年勤続表彰時に支給される報奨金に係る賞与届の提出依頼について」と題する書面で賞与支払届の提出を督促した。

請求人は、同月30日、甲社会保険事務所に対し、平成15年9月25日支払分の賞与支払届（195人分）及び平成16年9月24日支払分の賞与支払届（218人分）を提出した。

2 甲社会保険事務所長は、請求人に対し、上記提出された賞与支払届に

基づき、平成17年7月5日付で、平成15年9月分の標準賞与額を決定する旨の処分を、平成17年7月6日付で、平成16年9月分の標準賞与額を決定する旨の処分をし、甲社会保険事務所徴収職員は、当該標準賞与額を前提として、請求人に係る平成17年6月分の保険料の納入告知処分をした（以下、同納入告知処分のうち、平成15年9月25日支払分の賞与支払届（195人分）に係る436万7328円及び平成16年9月24日支払分の賞与支払届（218人分）に係る560万5824円の部分を「原処分」という。）。

3 請求人は、原処分を不服とし、当審査会に対し、要旨次のとおり述べて、審査請求をした。

本件表彰金は、①一定の勤続年数に達した場合に労務の内容等に関わりなく一律支払われ、②一定の勤続年数に達しない場合には、労働の実態があったとしても一律に支払われず、③心身のリフレッシュを目的とした休暇付与に伴う資金援助であり、④支払われる金額も社会通念上のいわゆるお祝い金の範囲を超えるものとはいはず、⑤誠実に勤務した労働者に対して創立記念日に恩恵的に支払われるものであり、⑥文言上も賃金や賞与ではなく表彰金と規定されている。そうすると、本件表彰金は、労働者の労働の提供の対償として支給されるものでもなければ、労働者の通常の生計に充てられるものでもない。したがって、本件表彰金は、賞与に該当しない。

4 当審査会は、本件と平成17年（厚）第300号事件（標準報酬）は、争点が共通であるので、併合して審理することとした。

第3 問題点

1 厚生年金保険法第81条第3項によれば、厚生年金保険の保険料は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額とするとされている。

同法第24条の3の規定によれば、社会保険庁長官（その委任を受けた社会保険事務所長）は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、その月における標準賞与額を決定するものとされている。

同法第3条第1項第4号の規定によれば、賞与とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものをいうとされている。そして、この「労働の対償」という意味については、①労働者が自己の労働を提供し、その対償として受けるものであること、②常時又は定期的に受け、労働者の通常の生計に充てられるものであることと解されている。

2 請求人は、甲社会保険事務所長が本件表彰金を賞与と認めて標準賞与額を決定し、甲社会保険事務所徴収職員が当該標準賞与額を前提として保険料の納入告知処分をしたことを問題としているのであるから、本件の争点は、本件表彰金が上記1の意味における賞与に該当するかどうかである。

第4 審査資料

本件の審査資料は、次のとおり（いずれも写）である。

資料1 請求人に係る就業規則（直近の改訂日平成17年4月1日のも）

資料2 請求人に係る永年勤続表彰規定（直近の改訂日平成11年4月1日のもの）

第5 事実の認定及び判断

1 前記審査資料によれば、次の事実を認定することができる。

(1) 請求人に係る就業規則には、永年勤続者について、次のとおりの定めがある（資料1）。

第46条第1項 誠実に勤務した永年勤続者は、次の区分により表彰する。

- ① 勤続10年に達したとき
- ② 勤続20年に達したとき
- ③ 勤続30年に達したとき
- ④ 勤続40年に達したとき

同条第2項 表彰内容に関しては、別に定める永年勤続表彰規定による。

(2) 請求人に係る永年勤続表彰規定には、表彰区分及び内容、表彰時期、特別休暇について、次のとおりの定めがある（資料2）。

第2条 この規定による表彰対象者の区分及び表彰内容は次の表のとおりとする。

区分	勤続年数	表彰内容
甲	10年	表彰品、表彰金(12万円)、永年勤続特別休暇(5日)
	20年	表彰品、表彰金(18万円)、永年勤続特別休暇(5日)
	30年	表彰品、表彰金(24万円)、永年勤続特別休暇(5日)
	40年	表彰品、表彰金(24万円)、永年勤続特別休暇(5日)

第4条 永年勤続者の表彰は、原則として毎年の創立記念日において行う。

第6条 表彰区分甲に該当する者には、心身のリフレッシュを図ることを目的として、5日間の永年勤続特別休暇を与えるものとする。

第8条第1項 表彰区分甲に該当する者は、…永年勤続特別休暇等取得計画書（願）を上長へ提出するものとする。

同条第2項 請求された時期に特別休暇等を与えることが業務上支障のある場合、上長は該当者と協議の上、日程を調整するものと

する。

2 以上認定の事実に基づいて検討する。

請求人は、本件表彰金が誠実に勤務した労働者に対して恩恵的に支払われるものであって賞与に該当しない旨主張し、これを賞与に該当するとした標準賞与額を前提として保険料の納入告知をした原処分を争うものであるところ、本件表彰金は、①一定の勤続年数に達した者を永年勤続者とし、職種、労務の内容に関係なく、一律に支給するものとされており、②永年勤続者の表彰は会社の創立記念日に行われ、該当者には心身のリフレッシュを図る目的で5日間の特別休暇が与えられ、休暇付与に伴う資金援助の性質を持つものとして本件表彰金が支給されるとされており、③支払われる金額も社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えるといい難い。そうすると、本件表彰金が「労働者が労働の対償として受けるもの」あるいは「労働者の通常の生計に充てられるもの」に該当するとすることは相当でない。また、勤続年数10年毎を区切って与えられるものであり、定期的であるといつても、このような長期間にわたるものまで、法が「3月を超える期間ごとに受けるもの」に含めているとも解し難い。

したがって、本件表彰金は、賞与に該当せず、これを賞与として標準賞与額の決定をし、これを前提として請求人に係る保険料の納入告知をした原処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

平成18年9月29日